

法人も!

不動産の所有者の方へ

住所・名前の変更登記が 義務化されます

令和8年
4月1日
から

不動産登記推進
イメージキャラクター
「トウキツネ」



POINT
1

住所・名前の変更の日から
2年以内に登記!

※正当な理由なく義務に違反した場合、5万円以下の過料が科される可能性があります

POINT
2

義務化前の変更も対象!

※義務化前に住所・名前に変更があった場合は、
令和10年3月末までに登記する必要があります

スマート!

「シラナカッタスキ」



詳しくは、

法務省 住所等変更登記の義務化

検索

でご確認ください。

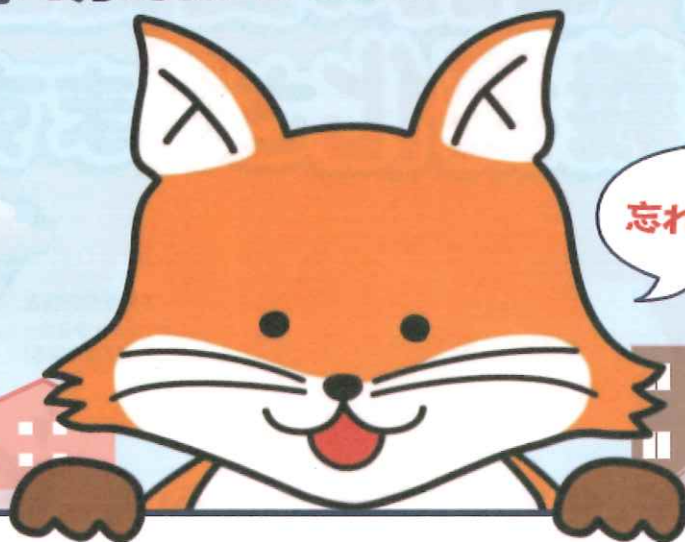


●法務局ホームページでは、**住所又は氏名の変更登記**に必要な準備や申請書の記載方法等をまとめた「住所変更登記・氏名変更登記の申請手続のご案内」を提供しています。



不動産を相続したら かならず**相続登記!**

令和6年4月1日から**義務化**されました



忘れないでね!!

不動産登記推進
イメージキャラクター
「トウキツネ」

Point ①

相続したことを知った日から
3年以内に登記!

※正当な理由なく義務に違反した場合、
10万円以下の過料が科される可能性があります。

Point ②

義務化前の相続も対象!

※義務化前に相続したことを知った不動産は、
令和9年3月末までに登記する必要があります。

期限が近づいてきています。



詳しくは、

法務省 相続登記

検索

でご確認ください。



●法務局ホームページでは、**相続登記**に必要な準備や申請書の記載方法等をまとめた「登記手續のご案内」(登記手續ハンドブック)を提供しています。



裏面も確認!